

あじさい 紫陽花の花



深谷市長 新井家光

梅雨のさなか、雨に濡れ咲き誇る花に紫陽花があります。しとしと雨が降る中に咲く姿は、心癒やされる日本の初夏の風景です。薄紫、淡い黄色、白と色を変えながら、やがて、浅黄色、藍色あるいは瑠璃色に「七変化」させ、鬱陶しくながちなこの季節に、多くの人の目を楽しませます。

気象庁では、梅や桜と同じように紫陽花の開花も統計を取っています。毎年発表される気象庁の「紫陽花の開花日」がそれです。一見、季節感を醸し出すこうした発表も、地球規模の気候変動の測点になっているのです。

統計学は、社会や自然現象、経済活動のあらゆる不確実性を科学するものです。雨が降るか降らないか、新商品はヒットするのかしないのかなど、どういう現象が次に生じるのか分からない事柄に関して、データに基づく確率的な答えを導

いてくれます。また、経済や社会などの姿を客観的なデータによって示す統計情報は、さまざまな場面において活用されています。テレビや新聞、インターネットなど多様なメディアを通じ、数字やグラフなどで統計情報に接する機会が増えています。

しかし、統計それ自体は地味な作業です。統計情報を正しく読み取り、自分たちの生活や学習に役立つ情報として活用し、初めて脚光を浴びるもので、統計を積み重ねることで思いがけない威力を発揮するのです。

実は紫陽花の花も思いがけない所に咲いています。藍色や瑠璃色の一見花に見えるものはガクという部分で、それをかき分けて見ると、奥に真花という小さな花がひっそりと咲いています。気象庁は、この真花の開花をもって「紫陽花の開花日」としています。

多くの人に役立つ統計情報も、真花のような目立たない作業の成果です。市民の皆様からたくさんの正確な情報をお寄せいただくことによって、真花が大輪の花となるのです。

紫陽花や 白よりいでし 浅みどり
わたなべ すいは 渡辺 水巴

この調査は、商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。事業の内容、従業者数など基本的な項目について調査します。

今年から県が任命した調査員がお伺いして、直接調査票を配布・回収する方法を基本とし、一部については総務省、県もしくは市から郵送などにより調査票を配布・回収する方法で行います。

調査結果は、地方消費税の配分、GDP推計、経済対策など、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として活用されますので、ご協力をお願いします。

※調査員がお伺いする場合は、必ず調査員証を携帯しています。

問い合わせ 商工振興課 (☎ 574-6650)



「沈思黙考」ワンポイント解説

平成21年経済センサス(基礎調査)

この調査は、商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。事業の内容、従業者数など基本的な項目について調査します。

今年から県が任命した調査員がお伺いして、直接調査票を配布・回収する方法を基本とし、一部については総務省、県もしくは市から郵送などにより調査票を配布・回収する方法で行います。

調査結果は、地方消費税の配分、GDP推計、経済対策など、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として活用されますので、ご協力をお願いします。

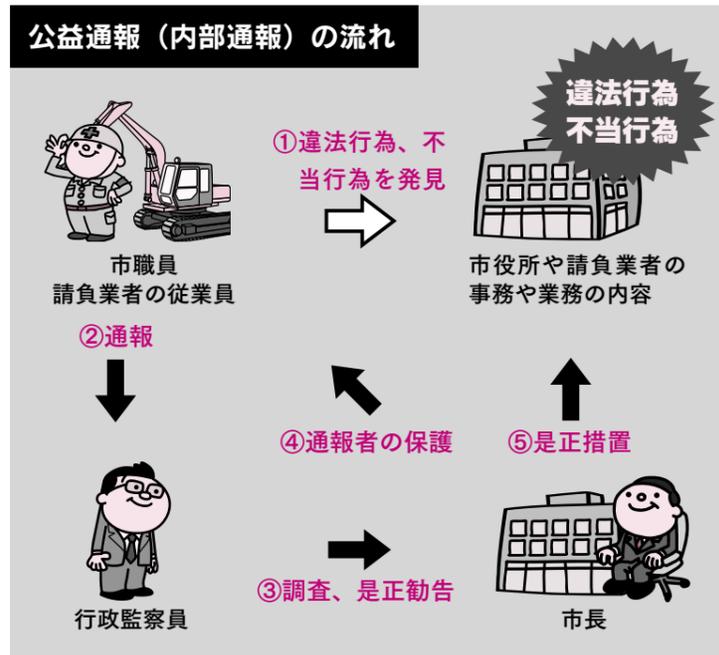
※調査員がお伺いする場合は、必ず調査員証を携帯しています。

問い合わせ 商工振興課 (☎ 574-6650)

深谷市職員等公益通報条例・深谷市不当要求行為等対策条例
透明で公正な市政運営のために



市は、公務に対する市民の信頼を確保し、透明で公正な市政運営を図るため、平成20年12月に「深谷市職員等公益通報条例」および「深谷市不当要求行為等対策条例」を制定しました。



※市民の皆さんからのご意見やご相談は、市長への手紙や各担当部署でお受けします。

市の職員や請負業者の従業員が、市の事務または事業に関する法令に違反する事実や不当な事実などについて、「行政監察員（市から委嘱された市役所外部の弁護士）」に通報できる制度です。

また、通報を受けた行政監察員は、必要な調査を行わなければならないとしているほか、この条例の運用状況について、毎年度公表することとしています。

なお、市民の皆さんからのご意見やご相談は、今まで通り、市長への手紙や各担当部署への連絡などにより対応します。

問い合わせ 行政監察室 (☎ 551-3711)

深谷市職員等公益通報条例

深谷市不当要求行為等対策条例

深谷市不当要求行為等対策条例では、不当要求に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならぬとしています。

問い合わせ 危機管理課 (☎ 574-8597)

今年1月21日に深谷、寄居警察署と締結した「不当要求行為等の排除に関する協定」により、定期的に情報交換会を開くなどし、より一層連携を図ります。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する講習を、各課長などすべての所属長が受講し、修了書を受領しました。

担当職員 暴力団員などからの威圧的な要求にも毅然とした対応が取れるよう窓口対応マニュアルによる研修会や、より実践的な対応能力を習得するため県警察本部などの協力により実演訓練を実施しました。

不当要求行為等対応専門員 市に対する不当要求行為などに対応するため、警察官OBを今年4月1日から配置しました。

不当要求防止責任者

組織で対応！ 市に対する不当な要求

県警本部 埼玉県暴追センター 不当要求行為などの対応について、県警察本部および勤埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、適切な指導を受けます。

深谷警察署 寄居警察署 「不当要求行為等の排除に関する協定」により、定期的に情報交換会を開くなどし、より一層連携を図ります。

深谷市不当要求行為等対策条例